

校舎等の管理に関する規程

(趣 旨)

第1条 千葉県立野田看護専門学校校舎等の管理に関し、条例及び規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「校舎等」とは、千葉県立野田看護専門学校の建物及びその敷地並びにこれらに属する従物で校長の管理に属するものをいう。

(校舎等管理者)

第3条 校長は、校舎等の管理を行うため、校舎等管理者（副校長[庶務教務課長]）及び校舎等管理補助者を置く。校舎等管理補助者は、校長が別途指定するものとする。

2 校舎等管理者は、校長の指示を受けて、火災予防、盗難予防等を図るため、校舎等の維持管理を行う。

3 校舎等管理者に事故があるときは、校舎等管理補助者がその職務を行うものとする。

(出入者の確認)

第4条 校長は、校舎等に入入りしようとする者に対し、その氏名及び出入りの目的を求めることができる。

(出入口の開閉)

第5条 校舎等の出入口の開放時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、校長が必要であると認めるときは、これを変更することができる。

2 学校の休業日及び校長が必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、校舎等の出入口を閉じることができる。

(校舎等の使用許可等)

第6条 授業以外で校舎等を使用しようとする者は、事前に校長に校舎等使用願を提出し許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定による使用許可願を受けたときは、すみやかに使用の可否を決定しなければならない。

3 校長は、第1項に規定する許可に校舎等の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 校長は、校舎等の使用目的が学校の教育目的に支障があると認めるときは、許可しないものとする。

(使用者の義務)

第7条 前条第2項の規定による使用を許可する旨の通知を受けた者（以下「使用者」という。）は、校舎等の使用に際して、前条第3項の規定により付された許可の条件があるときは、当該条件及び第11条の規定による校長の指示に従わなければならない。

(違反者の措置)

第8条 校長は、使用者が前条の規定に違反したときは、既に提出した使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(使用変更等)

第9条 使用者は、使用しようとする校舎等の使用期間、使用時間その他の事項を変更しようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

(使用後の届出)

第10条 使用者は、校舎等の使用を終了したとき、又は使用を中止したときは、速やかに現状に復し、その旨を校長に届け出なければならない。

(校長の指示)

第11条 校長は、校舎等の維持管理上必要があると認めるときは、校舎等の使用状況について調査し、使用者に対し適当な指示を与えることができる。

(使用者の損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失により、使用を許可された校舎等の設備、備品等を破損したときは、当該破損による損害の額に相当する額を賠償しなければならない。

(掲示等の許可)

第13条 校舎等内で、印刷物、ポスター、看板その他これらに類する物（以下「掲示物等」という。）を掲示し、又は配布しようとする者はあらかじめ掲示物等を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 校長は、前項の規定による許可の申請を受けたときは、すみやかに掲示又は配布の可否を決定しなければならない。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。